

TOKYO BASE CO.,LTD.

第15回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2023年4月25日（火曜日）
午前10時30分
（受付開始：午前10時00分）

開催場所 東京都港区南青山三丁目11番13号
新青山東急ビル 11階
株式会社TOKOYO BASE 本社プレスルーム
◆定時株主総会会場ご案内図をご確認のうえ、
お間違いのないようご注意ください。

決議事項 **第1号議案**
剰余金処分の件
第2号議案
取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案
監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案
補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染予防および拡散防止のため、当日スタッフはマスク着用にて対応させていただきます。株主総会にご出席される株主様におかれましても、株主総会開催日時点の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

当社では株主総会ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

株主の皆さまへ



株主・投資家の皆さまには平素より格別のご支援ならびにご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

資源のない日本において、今後世界と戦っていけるのはクリエイティブ産業であり、中でも「ファッション」は最も可能性のあるものの一つだと考えています。私たちは「ファッション」を切り口に世界と勝負し、世界に対しての日本の存在感、日本におけるアパレル業界の社会的地位のさらなる向上を目指します。

また、「日本発を世界へ」というミッションを達成し、業容拡大と同時に広く社会貢献できる企業となるよう、役職員一丸となって精励してまいり所存でございます。

皆さまにおかれましては、今後とも、より一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

代表取締役CEO
谷 正人

MISSION

日本発を世界へ

from JAPAN to the WORLD

日本発を世界に発信するファッションカンパニーを創造するとともに、事業拡大を通じて、顧客・従業員・取引先・株主の幸せと夢を実現します

株 主 各 位

証券コード 3415

2023年4月7日

東京都港区南青山三丁目11番13号
株式会社TOKYO BASE
代表取締役CEO 谷 正人

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://tokyobase.co.jp/>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「TOKYO BASE」または「コード」に当社証券コード「3415」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2023年4月24日（月曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

記

開催日時	2023年4月25日（火曜日）午前10時30分 （受付開始：午前10時00分）
開催場所	東京都港区南青山三丁目11番13号 新青山東急ビル 11階 株式会社TOKYO BASE 本社プレスルーム （末尾の会場ご案内図をご参照ください。） ◆定時株主総会会場ご案内図をご確認のうえ、お間違いのないようご注意ください。
目的事項	報告事項 1. 第15期（2022年2月1日から2023年1月31日まで）事業報告、連結計算書類 ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第15期（2022年2月1日から2023年1月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。

■事業報告

- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・会社の支配に関する基本方針
- ・剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

■計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。また、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を記載いたします。

当社ウェブサイト <https://tokyobase.co.jp/>

(新型コロナウイルスに関するお知らせ)

新型コロナウイルス感染予防および拡散防止のため、当日スタッフはマスク着用にて対応させていただきます。株主総会にご出席される株主様におかれましても、株主総会開催日時点の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

当社では株主総会ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年4月25日(火曜日)
午前10時30分(受付開始:午前10時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年4月24日(月曜日)
午後6時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年4月24日(月曜日)
午後6時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

御中

株主総会日

議決権の数

XX 股

XXXXXXXXXX年XX月XX日

議決権の数

XX 股

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

ログイン用QRコード

ログインID

XXXXXXXX-XXXX-XXXX-XXX

パスワード

XXXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

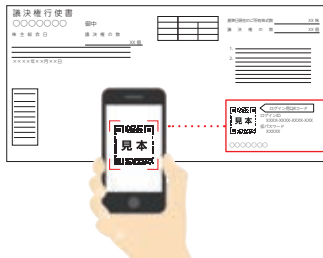
- 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

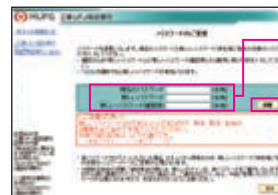
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は連結業績並びに今後の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、安定的な配当の継続に努めることを経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、この方針に基づき、当期の業績等を勘案のうえ、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

なお、このたびの配当原資につきましては、その他資本剰余金とすることを予定しております。

期末配当に関する事項

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------------|
| ① 配当財産の種類 | 金銭 |
| ② 配当財産の割当てに関する事項
およびその総額 | 当社普通株式1株につき金2円
配当総額91,732,764円 |
| ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2023年4月26日 |

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役会において戦略的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	候補者属性
1	谷 正人 たに まさと	代表取締役CEO	再任
2	中水 英紀 なかみず ひでき	取締役CFO	再任
3	高木 克 たかぎ かつ	取締役	再任

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員



再任

たに まさと
谷 正人

生年月日：
1983年10月12日

所有する当社の株式数：
10,417,500株

取締役会出席率（回数）：
100%（23/23回）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

- 2006年 4月 株式会社デイトナ・インターナショナル入社
- 2007年 4月 同社事業部長就任
- 2008年12月 当社設立
代表取締役CEO就任（現任）
- 2016年 9月 TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd.
取締役就任（現任）
- 2019年 3月 東百国際貿易（上海）有限公司
執行董事就任
- 2021年10月 東百国際貿易（上海）有限公司
董事就任（現任）

【取締役候補者とした理由】

谷正人氏は、当社の設立以来の代表取締役であり、これまで当社が成長した牽引役であります。また、これまでの経営で培ってきた知識、経験、全役員に対するリーダーシップの発揮や、重要な意思決定と業務執行の監督を通じ、今後の当社のさらなる飛躍に資するものであると考え、引き続き取締役の候補者となりました。



再任

なかみず ひでき
中水 英紀

生年月日：
1968年11月20日

所有する当社の株式数：
6,349,500株

取締役会出席率（回数）：
100%（23/23回）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

- 1991年 4月 日本アセアン投資（現：日本アジア投資）株式会社入社
- 2004年12月 株式会社ノバレーゼ入社
- 2008年10月 株式会社デイトナ・インターナショナル入社
- 2008年12月 当社設立
取締役CFO就任（現任）
管理本部長就任（現任）
- 2016年 9月 TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd. 取締役就任（現任）
- 2019年 3月 東百国際貿易（上海）有限公司 監事就任（現任）

【取締役候補者とした理由】

中水英紀氏は、当社の設立以来の取締役であり、設立以来財務や計数管理、内部統制などを通じ、代表取締役の谷正人氏をサポートすることで、当社の成長に貢献してまいりました。また、同氏は投資会社および成長企業での豊富な経験と、経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、全役員に対してリーダーシップを発揮しております。財務・管理面における重要な意思決定と業務執行の監督を通じ、今後の当社のさらなる飛躍に資するものであると考え、引き続き取締役の候補者となりました。



再任

たかぎ かつ
高木 克生年月日：
1973年6月26日所有する当社の株式数：
5,000株取締役会出席率（回数）：
74%（17/23回）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1996年4月 株式会社ワールドテキストスタイル（現ワールド）入社
 2005年9月 世界時装（中国）有限公司出向 経営企画室長就任
 2012年9月 株式会社ポイント（現アダストリア）入社
 2012年10月 方針（上海）商貿有限公司出向 華北地区総経理就任
 2014年2月 ADASTRIA KOREA CO.,LTD出向 取締役社長就任
 2016年4月 方針（上海）商貿有限公司出向 董事総経理就任
 2019年4月 当社入社
 2020年1月 東百国際貿易（上海）有限公司
 董事総経理就任
 2020年6月 TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd.
 取締役就任（現任）
 2021年10月 東百国際貿易（上海）有限公司
 執行董事就任（現任）
 2022年4月 当社取締役就任（現任）

【取締役候補者とした理由】

高木克氏は、中国を始めとする海外事業展開の経験を有しており、当社が海外事業を拡大していく上での出店戦略および店舗開発、総経理として現地での組織構築および運営など、これまで培ってきた知識、経験、全役員に対するリーダーシップの発揮や、重要な意思決定と業務執行の監督を通じ、今後の当社のさらなる飛躍に資するものであると考え、引き続き取締役の候補者としてしました。

- 注) 1. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。各候補者の選任が承認され取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期が満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1



再任 社外 独立

さ さ き ようぞぶろう
佐々木陽三郎生年月日：
1971年11月5日所有する当社の株式数：
18,000株取締役会出席率（回数）：
100%（23/23回）監査等委員会出席率（回数）：
100%（14/14回）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

- 1994年 4月 日本アジア投資株式会社入社
- 2000年 4月 株式会社シノックス入社
- 2001年 4月 株式会社ドリームインキュベータ入社
- 2004年 1月 株式会社アートフードインターナショナル入社
- 2004年 6月 株式会社レイズインターナショナル入社
- 2011年 4月 中小企業診断士登録
- 2014年 5月 当社常勤社外監査役就任
- 2017年 5月 当社社外取締役常勤監査等委員就任（現任）

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

佐々木陽三郎氏は、中小企業診断士として中小企業全般にかかわるコンサルティング経験を有しており、当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を事前に解決していただくことを期待したため、監査等委員である社外取締役の候補者となりました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって5年11ヵ月となります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。



再任 社外 独立

じょ しん
徐 進

生年月日：
1968年7月25日

所有する当社の株式数：
3,000株

取締役会出席率(回数)：
100% (23/23回)

監査等委員会出席率(回数)：
100% (14/14回)

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

- 1995年4月 三菱電機株式会社入社
- 1996年6月 株式会社クロスウェイブ入社
- 2000年4月 株式会社アクセスポート（現：JWord株式会社）入社
- 2003年3月 有限会社泰進設立 代表取締役就任
- 2007年2月 株式会社エスプール常勤監査役就任（現任）
- 2010年2月 株式会社エスプールヒューマンソリューションズ監査役就任（現任）
- 2010年6月 株式会社わーくはびねす農園（現：エスプールプラス）監査役就任（現任）
- 2013年12月 株式会社エスプールロジスティクス監査役就任（現任）
- 2014年11月 株式会社エスプールセールスサポート監査役就任（現任）
- 2014年12月 当社社外監査役就任
- 2017年5月 当社社外取締役監査等委員就任（現任）
- 2019年12月 株式会社エスプールリンク監査役就任（現任）
- 2020年6月 ブレードットグリーン株式会社監査役就任（現任）

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

徐進氏は、上場企業の常勤監査役としての豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映していただくことを期待したため、監査等委員である社外取締役の候補者となりました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって5年11ヵ月となります。



新任 社外 独立

まつもと こういち
松本 高一

生年月日：
1980年3月26日

所有する当社の株式数：
一株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

- 2003年 9月 株式会社AGSコンサルティング入社
- 2006年 1月 新光証券株式会社（現：みずほ証券株式会社）入社
- 2012年 9月 株式会社プラスアルファ・コンサルティング入社
- 2014年10月 SMBC日興証券株式会社入社
- 2017年 8月 株式会社アンビグラム代表取締役就任（現任）
- 2017年 9月 株式会社ラバブルマーケティンググループ社外取締役就任（現任）
デジタルデータソリューション株式会社社外取締役監査等委員就任（現任）
- 2018年 8月 株式会社アッピア代表取締役就任（現任）
- 2019年12月 株式会社リチカ社外監査役就任（現任）
- 2020年11月 株式会社フューチャーリンクネットワーク 社外監査役就任（現任）
- 2020年12月 株式会社揚羽社外監査役就任（現任）
- 2021年 6月 株式会社ギミック社外監査役就任（現任）
- 2021年12月 株式会社マイホーム社外監査役就任（現任）
- 2022年 2月 株式会社KOLテクノロジーズ社外取締役（現任）
- 2022年 6月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社社外取締役監査等委員就任（現任）

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

松本高一氏は、主に企業に対するコンサルティングや社外取締役ならびに監査役の豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくことを期待したため、監査等委員である社外取締役の候補者となりました。

- 注) 1. 佐々木陽三朗、徐進、松本高一の3氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 当社は、佐々木陽三朗氏、徐進氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。松本高一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。
3. 当社は、佐々木陽三朗氏、徐進氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、佐々木陽三朗氏、徐進氏の選任が承認された場合、各候補者との間で当該契約と同等の内容の契約を引き続き締結する予定であります。松本高一氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。
5. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。

【ご参考】

本定時株主総会において、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成および専門性は、以下のとおりです。

取締役			企業経営	商品 SCM	営業 マーケティング	海外事業	組織・人事 人材開発	IT・ デジタル	財務・会計 金融 M&A	法務 コンプライアンス	ESG
	谷 正人	社内	●	●	●	●	●	●		●	●
	中水 英紀	社内	●	●	●		●		●	●	●
	高木 克	社内	●	●	●	●	●			●	●
	佐々木 陽三朗	独立 社外	監査等委員 (常勤)	●			●	●	●	●	●
	徐 進	独立 社外	監査等委員	●			●			●	●
	松本 高一	独立 社外	監査等委員	●	●	●		●		●	●

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の取締役（監査等委員）1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の取締役（監査等委員）候補者は、次のとおりであります。

こじま けいすけ
小島 圭介

生年月日：

1968年1月28日

所有する当社の株式数：

一株

取締役会出席率（回数）：

100%（23/23回）

監査等委員会出席率（回数）：

100%（14/14回）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1991年4月 日本アセアン投資（現：日本アジア投資）株式会社入社

2000年9月 株式会社ドリームインキュベータ入社

2002年9月 Jellyfish.株式会社（現：株式会社商業藝術）代表取締役就任

2006年10月 ヒューマン・ベース株式会社設立 代表取締役社長就任（現任）

2010年7月 当社社外監査役就任

2017年5月 当社社外取締役監査等委員就任（現任）

2018年3月 株式会社アット・オフィス（現：ハッチ・ワーク）社外取締役就任（現任）

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

小島圭介氏は、ベンチャーキャピタル業界での経験と外食企業経営の経験を有しており、当社が事業を拡大していく中での出店戦略上のリスクや人事マネジメント上のリスクを回避していただくことを期待したため、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者となりました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって5年11ヵ月となります。

- 注) 1. 候補者と当社に特別な利害関係はありません。
2. 小島圭介氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 小島圭介氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。
4. 小島圭介氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。小島圭介氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

事業報告 (2022年2月1日から2023年1月31日まで)

1 企業集団の現況

(1)当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響からワクチン接種、移動制限の緩和等により、国内の経済活動は一定の回復傾向にあるものの、国際情勢に関するエネルギーコストの上昇や物価の高騰から、企業活動や消費動向に影響を及ぼし不透明な状況にあります。アフターコロナを前提に緩やかな回復に向かっております。

当社の属する衣料品小売業界におきましても、物価高や収入不安による節約志向の高まりから慎重な購買行動が続いている状況にあるものの、外出自粛の緩和やインバウンドの回復などに伴う来店客数が増加いたしました。

このような状況のもとで、当社は、自社オリジナルブランドの国内および中国現地向けの商品開発や有力ブランドの獲得による商品力強化、育成環境の整備や優秀な人材の採用による営業力強化、MDの見直しおよび業務効率化による自社EC強化、資金面においては新規借入れによる調達を進めてまいりました。

海外については、中国現地法人が年間を通して新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、直近では2022年12月のゼロコロナ政策解除後から2023年1月上旬にかけて感染者の爆発的な増加により来店客数が減少いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高が19,181,858千円、売上総利益が9,609,472千円、販売費及び一般管理費が9,394,440千円、営業利益が215,032千円、経常利益が265,467千円、親会社株主に帰属する当期純損失が539,521千円となりました。

売上高

19,181,858千円

売上総利益

9,609,472千円

販売費及び一般管理費

9,394,440千円

営業利益

215,032千円

経常利益

265,467千円

親会社株主に帰属する当期純損失

539,521千円

業態別売上高（連結）

	第15期 (当連結会計年度) (2023年1月期)
STUDIOUS	8,404,418千円
UNITED TOKYO	5,854,333千円
PUBLIC TOKYO	3,554,836千円
THE TOKYO	681,370千円
A+ TOKYO	658,899千円
TOKYO DEPARTMENT STORE	28,000千円

業態別出退店（連結）

	店舗数 (2023年1月末日現在)	出店	退店
STUDIOUS	43店舗 (うち、E C店舗が3店舗)	4店舗	3店舗
UNITED TOKYO	24店舗 (うち、E C店舗が2店舗)	3店舗	3店舗
PUBLIC TOKYO	18店舗 (うち、E C店舗が2店舗)	4店舗	2店舗
THE TOKYO	6店舗 (うち、E C店舗が2店舗)	4店舗	—
A+ TOKYO	6店舗 (うち、E C店舗が2店舗)	1店舗	—
TOKYO DEPARTMENT STORE	—店舗 (E Cのみ)	—	1店舗

(注) 連結対象である東百国際貿易（上海）有限公司の決算期末は12月であり、当社の決算期末である1月とは1ヵ月間異なりますが、それぞれの決算期末に合わせて記載しております。

なお、東百国際貿易（上海）有限公司の2023年1月の出退店はUNITED TOKYO武漢店が退店していません。

事業別売上高

事業区分	第15期 (当連結会計年度) (2023年1月期)	
	金額	構成比
衣料品販売事業	19,181,858千円	100.0%
合計	19,181,858	100.0

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は696,576千円（使用権資産を除く、無形固定資産を含む。）であり、その主な内容は、中国事業における実店舗9店の出店297,294千円、国内における実店舗7店の出店と5店の改装382,350千円、システム投資等16,932千円であります。なお、設備投資に要した資金は自己資金、デット・ファイナンスによっております。

設備投資額の内訳は以下のとおりとなっております。なお、当社は、衣料品販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資等の概要は記載を省略しております。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

設備投資内訳

店舗別	投資額	内容
THE TOKYO 表参道店	79,119千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS 深センHOUAIHARBER店	50,872千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS TOKYO 上海店	49,118千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS 深セン万象天地店	45,343千円	店舗設備取得に係る投資等
PUBLIC TOKYO 丸の内店	44,428千円	店舗設備取得に係る投資等
UNITED TOKYO 名古屋店	42,675千円	店舗改装取得に係る投資等
H THE TOKYO 阪急メンズ大阪店	36,807千円	店舗設備取得に係る投資等
PUBLIC TOKYO 深センFUTURECITY店	36,469千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS MENS 池袋パルコ店	33,072千円	店舗改装取得に係る投資等
STUDIOUS TOKYO 成都店	31,819千円	店舗設備取得に係る投資等
UNITED TOKYO 横浜店	31,311千円	店舗設備改装に係る投資等
STUDIOUS 原宿本店	30,058千円	店舗改装取得に係る投資等
UNITED TOKYO 成都店	29,749千円	店舗設備取得に係る投資等
A+ TOKYO 池袋店	29,151千円	店舗設備取得に係る投資等
UNITED TOKYO 北京朝陽大悦城店	27,156千円	店舗設備取得に係る投資等
PUBLIC TOKYO ラッフルズ北京店	24,887千円	店舗設備取得に係る投資等
UNITED TOKYO 日本橋店	22,961千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS 南堀江店	22,035千円	店舗改装取得に係る投資等
STUDIOUS WOMENS 表参道店	2,572千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS TOKYO 香港店	1,877千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS 3rd 原宿店	1,550千円	店舗改装取得に係る投資等
STUDIOUS 2nd 原宿店	1,056千円	店舗改装取得に係る投資等
自社ONLINE STORE	11,080千円	自社オンラインサイト開発に係る投資等
その他	11,401千円	店舗設備取得に係る投資及びシステム投資等
合計	696,576千円	

(注) 出店に伴う差入保証金は含まれておりません。

③資金調達の様況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金1,100,000千円、長期借入金800,000千円の調達を実施しました。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

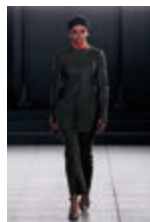
該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の様況

該当事項はありません。

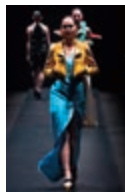
STUDIOUS

TOKYOブランドを世界へ発信するトレンド型セレクトショップ



THE TOKYO

TOKYOブランドを世界へ発信するハイエンド型セレクトショップ



UNITED TOKYO

ALL MADE IN JAPANにこだわった「コンテンポラリーモード」ブランド



PUBLIC TOKYO

ALL MADE IN JAPANにこだわった「コンテンポラリーカジュアル」ブランド



A+ TOKYO

ALL MADE IN JAPANにこだわった「アクティブ」ブランド



(2)直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第12期 (2020年2月期)	第13期 (2021年2月期)	第14期 (2022年1月期)	第15期 (当連結会計年度) (2023年1月期)
売 上 高 (千円)	15,247,308	14,673,932	17,618,447	19,181,858
経 常 利 益 (千円)	1,291,040	209,687	1,082,081	265,467
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	933,174	△112,490	762,741	△539,521
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△) (円)	19.65	△2.44	17.15	△11.76
総 資 産 (千円)	10,603,301	7,556,924	11,547,922	11,195,631
純 資 産 (千円)	5,875,281	3,218,923	5,904,592	5,366,366
1株当たり純資産額 (円)	123.54	75.44	128.59	116.83

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(注) 2.会計方針の変更に関する注記「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)(以下、「収益認識会計基準等」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第12期 (2020年2月期)	第13期 (2021年2月期)	第14期 (2022年1月期)	第15期 (当事業年度) (2023年1月期)
売 上 高 (千円)	15,139,396	13,997,146	15,069,765	17,214,022
経 常 利 益 (千円)	1,385,064	349,125	891,595	1,119,378
当 期 純 利 益 (千円)	1,028,933	102,333	594,092	735,772
1株当たり当期純利益 (円)	21.67	2.22	13.36	16.04
総 資 産 (千円)	10,694,744	7,765,711	10,118,553	11,296,135
純 資 産 (千円)	5,998,914	3,548,649	6,059,113	6,792,352
1株当たり純資産額 (円)	126.15	83.19	131.96	147.92

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(注) 2.会計方針の変更に関する注記「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)(以下、「収益認識会計基準等」という。)を当事業年度の期首から適用し、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(注) 第14期につきましては、事業年度の変更に伴い、2021年3月1日から2022年1月31日までの11ヵ月間となっております。

(3)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd.	10百万香港ドル	100.0%	香港における販売および店舗運営に関する業務受託
東百国際貿易（上海）有限公司	21百万人民元	100.0% (間接所有)	中国における小売業

(4)対処すべき課題

当社グループは下記の7点を今後の事業展開における、対処すべき特に重要な課題と認識し、解決に向けて取り組んでおります。

①サステナブル経営の推進

当社グループは、「日本発を世界へ」を企業理念とし、日本製品、日本ブランドに特化することで国内各地の繊維産業のものづくり技術・文化の維持発展と、ファッションデザイナー・クリエイターの活躍の場の拡大に取り組んでおります。また、高原価率、高在庫回転を事業上の特徴としておりますが、これによりプロパー（定価）販売比率を高め最終製品の廃棄をゼロとすることで、環境負荷の軽減に貢献してまいります。

②商品力の強化

当社グループは、ファッション感度の高い顧客ニーズへの対応を図るため、引き続き日本国内の有望ブランドの開拓・獲得を推進するとともに、マーチャンダイジング体制の拡充によって、商品選択の精度向上とプロパー消化率（注）の向上を図ってまいります。

なお、当社グループ開発のオリジナル商品につきましても、引き続き日本発のスタイルに拘り、全アイテムを日本製にすることにより、高品質で付加価値の高い商品の開発を図ってまいります。質・量・価格ともに当社グループの事業規模拡大に対応できる仕入先の開拓、取引関係を強化することが課題であります。このため当社グループでは、工場に出向いて調査など、優良な仕入先の開拓を全社的に積極的に取り組んでおります。

また、機動的な仕入コントロールと販売施策の立案、実行を行う仕組みの運用強化により、在庫増加リスクと販売機会ロス削減のバランスをとりながら、鮮度が高く適量の品揃えを図るべく、取り組んでまいります。

（注）プロパー消化率とは、各シーズンの全商品のうち、定価で売れた商品の比率のことをいいます。

③中国事業の拡大

当社グループでは中国において2023年1月末日時点で実店舗25店舗展開しております。同国の広大な出店エリアに対応し、華北・華東・華中・華南の気候に応じた地域別MDの構築に取り組み、1店舗当たりの収益性を向上させつつ、新型コロナウイルス感染症からの回復状況を勘案し、今後の出店を検討してまいります。

また、同国における当社グループが展開する日本製の商品、サービスに対する評価は総じて高いと認識しており、同国の消費需要を取り込んでまいります。

④インターネット販売の強化

当社グループのインターネット経由の売上の、2023年1月期の国内事業における割合は28.8%と同業他社と比べて高い水準にあります。オリジナル商品が全て日本製であるため、柔軟且つ迅速に商品を供給できることがインターネット販売比率の高さの一因であります。

また、コロナ禍でお客様の生活様式の変化に伴い、インターネット販売の需要が高まるとともに一層のサービスレベルの向上が求められると認識しており、引き続き自社オンラインストアの強化、システムの見直し、お客様の利便性を向上するサービスの実装、優秀な人材配置、販促活動の強化による顧客化推進等に取り組んでまいります。

⑤戦略的な店舗展開

当社グループは、出店候補地について商圈規模、立地条件ならびに賃料条件といった要素から店舗採算を総合的に勘案して決定しておりますが、中でも立地条件によって店舗収益が左右されることから、これを出店戦略上の最重要要素として認識しております。今後も集客力を有する国内および海外の大都市圏を中心に出店を進めていく方針であります。引き続き国内および海外主要都市の優良デベロッパーとの関係強化および物件・テナント情報の収集を継続し、優良な出店場所の確保に注力してまいります。

⑥人材の確保と育成

衣料品販売事業においては、高単価のブランド商品を販売する場合、商品知識および顧客ニーズを的確に捉えた提案能力が必要であります。スタッフの育成には、一定の教育期間を要するため、今後の店舗展開を踏まえて国内外での人材採用・育成を推進し、サービスの向上と営業力強化に努めてまいります。

人事政策につきましては、実力主義・結果主義に基づいた、公正な人事評価制度の構築、インセンティブ制度の拡充により、従業員のモチベーション向上を図るとともに、研修制度の拡充を行う方針であります。

⑦M&Aの検討と実施

当社グループは、永続的に高い成長を実現するために、企業買収の検討を行っております。アパレル業界は消費低迷や消費者の審美眼の厳格化から、競争力の弱い一部の企業においては、販売不振に陥っています。今後の業界再編の中で、本業の不振、後継者不足から企業そのもの、もしくはブランドを手がける子会社、事業を手放す場合があると考えております。このような企業に対し、当社グループの強みを発揮しその価値を高めることができるケースが存在することから、当社グループは優良かつ大型のM&Aの案件を発掘し、収益性を慎重に検討した上で、実施してまいります。

(5)主要な事業内容（2023年1月31日現在）

事業区分	衣料品販売事業
事業内容	衣料品および身の回り品、雑貨類の小売業

(6)主要拠点等 (2023年1月31日現在)

当社	東京都港区南青山三丁目11番13号
子会社	TOKYO BASE HONG KONG, Ltd. Suites 1629A-30, 16/F. Ocean Centre, Harbour City, Kowloon, Hong Kong 東百国際貿易(上海)有限公司 上海市閔行区元江路5500号第1幢F3068室
営業店舗	STUDIOUS 43店舗 東京都16店、神奈川県1店、愛知県2店、京都府2店、大阪府6店、香港1店、中国12店、インターネット3店 UNITED TOKYO 24店舗 東京都8店、神奈川県1店、愛知県1店、京都府1店、大阪府2店、香港1店、中国8店、インターネット2店 PUBLIC TOKYO 18店舗 東京都7店、愛知県1店、大阪府2店、香港1店、中国5店、インターネット2店 THE TOKYO 6店舗 東京都3店、大阪府1店、インターネット2店 A+ TOKYO 6店舗 東京都3店、大阪府1店、インターネット2店

(7)従業員の状況 (2023年1月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
253 (228) 名	36名減 (46名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含む。)は年間の平均人員を()外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
250 (119) 名	29名減 (25名増)	28.9歳	3.1年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含む。)は年間の平均人員を()外数で記載しております。

(8)主要な借入先の状況 (2023年1月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,492,074千円
株式会社みずほ銀行	691,671千円
株式会社三菱UFJ銀行	400,000千円
株式会社りそな銀行	33,344千円

(9)その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2023年1月31日現在)

- (1)発行可能株式総数 **144,000,000株**
- (2)発行済株式の総数 **48,493,800株**
- (3)株主数 **9,414名**
- (4)大株主

株主名	持株数	持株比率
谷 正人	10,417,500	22.71%
中水 英紀	6,349,500	13.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,790,200	12.62
株式会社MT Asset Management	3,168,000	6.91
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,807,800	3.94
株式会社AAM	1,764,000	3.85
株式会社K Asset Management	1,731,400	3.77
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	1,069,597	2.33
J P MORGAN CHASE BANK 380621 (常任代理人株式会社みずほ銀行)	711,200	1.55
RBC ISB LUX NON RES/DOM RATE-UCITS CLIENTS ACCOUNT-MIG (常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	674,200	1.47

- (注) 1. 当社は自己株式を2,627,418株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5)その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

当社は2023年1月15日開催の取締役会決議に基づき、執行役員のリタイアに伴い2023年1月31日付で没収した5,000株を自己株式として取得いたしました。この結果、当事業年度末において自己株式が2,627,418株となりました。

3 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第7回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日		2020年3月13日	2022年4月6日
新株予約権の数		23,000個	20,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 2,300,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 2,000,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個につき 300円	新株予約権1個につき 100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 23,300円 (1株当たり 233円)	新株予約権1個当たり 40,800円 (1株当たり 408円)
権利行使期間		2020年3月31日から 2030年3月30日まで	2022年4月21日から 2027年4月20日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 20,000個	新株予約権の数 20,000個
		目的となる株式数 2,000,000株	目的となる株式数 2,000,000株
	保有者数 2名	保有者数 3名	
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 一個	新株予約権の数 一個
目的となる株式数 一株		目的となる株式数 一株	
保有者数 一名		保有者数 一名	

(注) 1 ①新株予約権の割当を受けた者は、本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

②本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- (注) 2 ①割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役の状況 (2023年1月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役CEO	谷 正人	TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd. 取締役 東百国際貿易(上海)有限公司 董事
取締役CFO	中水英紀	管理本部長 TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd. 取締役 東百国際貿易(上海)有限公司 監事
取締役	高木 克	TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd. 取締役 東百国際貿易(上海)有限公司 執行董事
取締役	中垣徹二郎	Draper Nexus Venture Partners,LLC Managing Director DJパートナーズ株式会社代表取締役 株式会社イノバ社外取締役 Draper Nexus Venture Partners II,LLC Managing Director 株式会社UNCOVER TRUTH社外取締役 株式会社favy社外取締役 株式会社SHIFT社外取締役監査等委員
取締役(監査等委員・常勤)	佐々木陽三朗	
取締役(監査等委員)	小島圭介	ヒューマン・ベース株式会社代表取締役社長 株式会社ハッチ・ワーク社外取締役
取締役(監査等委員)	徐 進	株式会社エスプール常勤監査役 株式会社エスプールヒューマンソリューションズ監査役 株式会社エスプールプラス監査役 株式会社エスプールロジスティクス監査役 株式会社エスプールセールスサポート監査役 株式会社エスプールリンク監査役 ブルードットグリーン株式会社監査役 株式会社エスプールグローバル監査役

- (注) 1. 取締役CFO中水英紀氏ならびに取締役(監査等委員・常勤)佐々木陽三朗氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
取締役中垣徹二郎氏ならびに取締役(監査等委員・常勤)佐々木陽三朗氏、取締役(監査等委員)小島圭介氏および取締役(監査等委員)徐進氏は、社外取締役であります。
2. 取締役の中垣徹二郎氏は、長年にわたるベンチャーキャピタル業界での経験を有しており、米国を始めとする国内外のIT企業および成長企業に関する動向に精通していることから、経営戦略面からの意見具申などを期待して、招聘しております。
取締役(監査等委員・常勤)の佐々木陽三朗氏は、中小企業診断士として中小企業全般にかかわるコンサルティング経験を有しており、当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を事前に解決するための助言・提言を期待して、招聘しております。
取締役(監査等委員)の小島圭介氏は、ベンチャーキャピタル業界での経験と外食企業経営の経験を有しており、当社が事業を拡大していく中での出店戦略上のリスクや人事マネジメント上のリスクを回避するための助言・提言を期待して、招聘しております。
取締役(監査等委員)の徐進氏は、上場企業の常勤監査役としての豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映していただくことを期待して、

招聘しております。

3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために佐々木陽三朗氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役中垣徹二郎氏ならびに取締役（監査等委員・常勤）佐々木陽三朗氏、取締役（監査等委員）小島圭介氏および取締役（監査等委員）徐進氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2)責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項におよび定款の規程に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また補填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4)取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年4月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや社外取締役からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

取締役の報酬については、株主総会で取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役それぞれの総枠を決定しております。

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期および中期の会社業績を反映した譲渡制限付株式報酬により構成するものとし、監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみで構成するものとしております。

基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の業績、役位、職責、在任年数に応じて他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬は、短期および中期の会社業績を反映したインセンティブとし、連結営業利益にて業績評価を行い、役位、職責、在任年数に応じて他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

個人別の報酬額の監査等委員でない取締役については代表取締役が起案し、取締役7名（社外取締役4名を含む）で構成された取締役会において、透明性且つ公正な協議の上、取締役各人の報酬額を決定しております。監査等委員である取締役については監査等委員3名（3名全員が社外取締役）で構成された監査等委員会において、透明性且つ公正な協議の上、監査等委員である取締役各人の報酬額を決定しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の額	報酬等の種類別の総額			員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	76,230千円 (1,800)	76,230 (1,800)	－ (－)	－ (－)	4名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	7,200 (7,200)	7,200 (7,200)	－	－	3 (3)
合計 （うち社外取締役）	83,430 (9,000)	83,430 (9,000)	－ (－)	－ (－)	7 (4)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年5月26日開催の第9回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 2021年5月26日開催の第13回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して株主の皆様との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されております。具体的には、当該譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬を支給するため、総額200,000千円以内（株式数の上限を500,000株以内）とする旨の決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は2名になります。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年5月26日開催の第9回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名になります。

③当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④社外役員が親会社または子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(5)社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役中垣徹二郎氏は、Draper Nexus Venture Partners, LLCおよびDraper Nexus Venture Partners II, LLCのManaging Directorであり、DJパートナーズ株式会社の代表取締役であります。また、株式会社イノバ、株式会社UNCOVER TRUTH、株式会社favyの社外取締役であり、株式会社SHIFTの社外取締役監査等委員であります。当社グループと各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）小島圭介氏は、ヒューマン・ベース株式会社の代表取締役社長であり、株式会社ハッチ・ワークの社外取締役であります。当社グループと各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）徐進氏は、株式会社エスプールの常勤監査役であり、株式会社エスプールヒューマンソリューションズ、株式会社エスプールプラス、株式会社エスプールロジスティクス、株式会社エスプールセールスサポート、株式会社エスプールリンク、ブルドットグリーン株式会社、株式会社エスプールグローバルの監査役であります。当社グループと各兼職先との間には運営する農園の利用取引関係があります。

②当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	中垣徹二郎	当事業年度に開催された取締役会23回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、経営の専門家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	佐々木陽三朗	当事業年度に開催された取締役会23回および監査等委員会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会および監査等委員会において、主に財務・会計、コーポレート・ガバナンス等に関し、中小企業診断士としての専門的見地から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	小島圭介	当事業年度に開催された取締役会23回および監査等委員会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会および監査等委員会において、主に出店戦略や人事マネジメントに関し、外食企業経営者としての経験に基づいた発言を適宜行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	徐 進	当事業年度に開催された取締役会23回および監査等委員会14回の全てに出席いたしました。上場企業の常勤監査役としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、主に監査に関して、適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5 会計監査人の状況

(1)名称 三優監査法人

(2)報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,950千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,950千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社であるTOKYO BASE HONG KONG, Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。
3. 当社の子会社である東百国際貿易（上海）有限公司は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属するBDO China Shu Lun Pan CPAs LLP に対して監査報酬として3,508千円を支払っております。

(3)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法および監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4)非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障がある場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

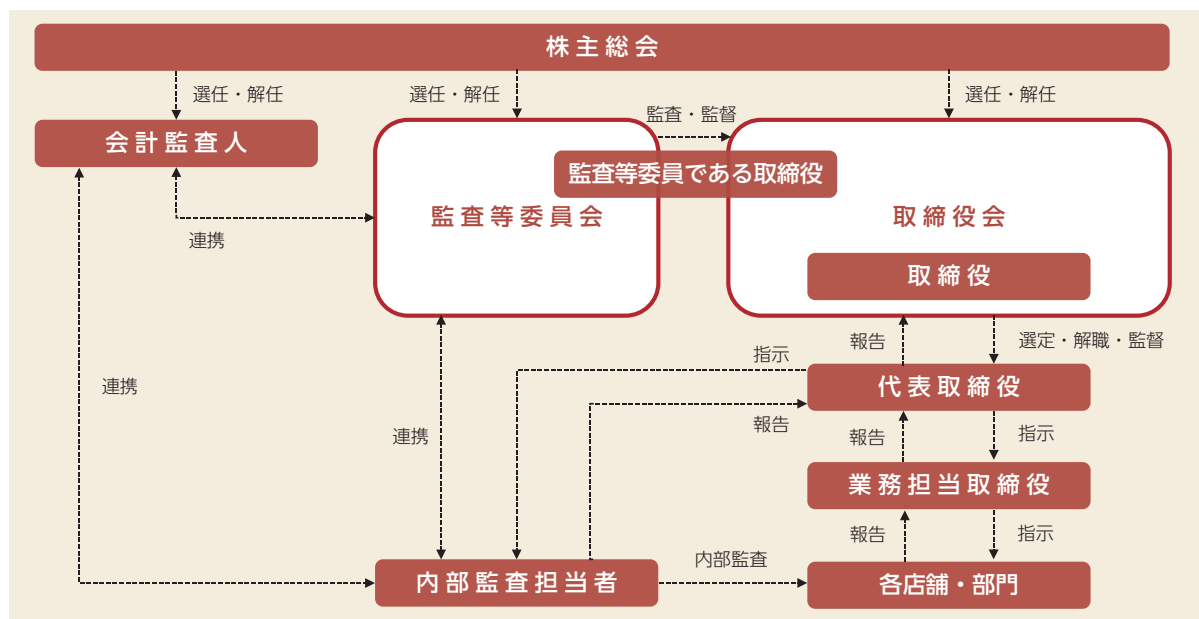
(6)責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(参考) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、日本発を世界へ広める使命を持ったファッション・カンパニーとして、継続的な成長、企業価値の拡大、経営の安定化を実現するため、コーポレート・ガバナンス体制をより強固にすることが重要な経営責務であると認識しております。また、株主の皆様をはじめ顧客、取引先、従業員、地域社会など、すべてのステークホルダーの利益を尊重しつつ、公正で透明性の高い経営、経営監視機能の強化、経営効率の向上、法令遵守の徹底に努めております。このような考え方にに基づき、当社は、2017年5月26日より、取締役会が実効性の高い監督を行うとともに、重要な業務執行の一部を業務執行取締役委任することを可能とする「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概況図は以下のとおりであります。



連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	2023年 1月31日現在	2022年 1月31日現在 (ご参考)
(資産の部)		
流動資産	6,522,557	6,488,276
現金及び預金	2,504,646	3,145,275
売掛金	1,233,871	1,047,401
商品	2,641,633	2,103,404
未取還付法人税等	－	4,369
その他	142,405	187,826
固定資産	4,673,073	5,059,645
有形固定資産	3,103,305	3,361,757
建物及び構築物	2,890,429	2,610,003
減価償却累計額	△893,280	△635,922
建物及び構築物 (純額)	1,997,148	1,974,081
工具、器具及び備品	233,144	224,940
減価償却累計額	△130,846	△90,735
工具、器具及び備品 (純額)	102,297	134,205
使用権資産	1,003,859	1,241,734
建設仮勘定	－	11,735
無形固定資産	65,088	77,270
ソフトウェア	65,088	76,720
ソフトウェア仮勘定	－	550
投資その他の資産	1,504,680	1,620,618
繰延税金資産	122,641	113,521
差入保証金	1,366,467	1,485,178
その他	15,570	21,918
資産合計	11,195,631	11,547,922

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

科 目	2023年 1月31日現在	2022年 1月31日現在 (ご参考)
(負債の部)		
流動負債	4,588,425	4,223,319
買掛金	862,485	1,017,114
短期借入金	1,100,000	－
1年内返済予定の長期借入金	819,864	1,205,386
未払費用	581,062	604,460
未払法人税等	201,118	315,039
リース債務	565,687	649,573
契約負債	87,385	－
賞与引当金	62,102	48,369
ポイント引当金	－	95,249
その他	308,720	288,126
固定負債	1,240,839	1,420,010
長期借入金	697,225	747,638
リース債務	464,506	613,012
資産除去債務	79,107	59,359
負債合計	5,829,264	5,643,330
(純資産の部)		
株主資本	5,339,790	5,883,845
資本金	564,537	564,537
資本剰余金	863,306	863,306
利益剰余金	5,273,731	5,815,241
自己株式	△1,361,785	△1,359,240
その他の包括利益累計額	18,576	14,746
為替換算調整勘定	18,576	14,746
新株予約権	8,000	6,000
純資産合計	5,366,366	5,904,592
負債・純資産合計	11,195,631	11,547,922

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	2022年2月1日から 2023年1月31日まで	2021年3月1日から 2022年1月31日まで (ご参考)
売上高	19,181,858	17,618,447
売上原価	9,572,386	8,362,546
売上総利益	9,609,472	9,255,901
販売費及び一般管理費	9,394,440	8,309,176
営業利益	215,032	946,724
営業外収益	109,654	180,153
受取利息及び受取配当金	91	843
為替差益	75,291	168,833
助成金収入	20,958	4,275
その他	13,312	6,201
営業外費用	59,218	44,795
支払利息	55,629	39,501
支払手数料	1,500	4,704
その他	2,089	589
経常利益	265,467	1,082,081
特別利益	－	132,554
固定資産受贈益	－	68,935
雇用調整助成金	－	43,716
補助金収入	－	19,662
新株予約権戻入益	－	240
特別損失	474,725	137,331
減損損失	262,631	99,352
臨時休業等による損失	－	37,979
店舗解約損失	211,889	－
その他	204	－
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△209,257	1,077,304
法人税、住民税及び事業税	338,531	333,297
法人税等調整額	△8,268	△18,734
当期純利益又は当期純損失(△)	△539,521	762,741
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△539,521	762,741

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	2023年 1月31日現在	2022年 1月31日現在 (ご参考)
(資産の部)		
流動資産	7,933,870	6,846,289
現金及び預金	2,355,428	2,804,452
売掛金	1,437,944	1,110,379
商品	2,186,560	1,456,172
関係会社未収入金	1,805,451	1,261,900
その他	148,483	213,383
固定資産	3,362,265	3,272,264
有形固定資産	1,424,451	1,343,466
建物	1,830,394	1,659,588
減価償却累計額	△502,516	△446,352
建物(純額)	1,327,878	1,213,236
構築物	16,200	16,200
減価償却累計額	△1,360	△194
構築物(純額)	14,839	16,005
工具、器具及び備品	198,914	187,379
減価償却累計額	△117,180	△84,044
工具、器具及び備品(純額)	81,733	103,335
建設仮勘定	－	10,888
無形固定資産	64,118	75,959
ソフトウェア	64,118	75,409
ソフトウェア仮勘定	－	550
投資その他の資産	1,873,695	1,852,837
関係会社株式	138,720	138,720
関係会社長期貸付金	605,000	500,000
繰延税金資産	122,641	113,521
差入保証金	993,834	1,081,224
その他	13,498	19,371
資産合計	11,296,135	10,118,553

科目	2023年 1月31日現在	2022年 1月31日現在 (ご参考)
(負債の部)		
流動負債	3,793,469	3,302,556
買掛金	828,590	977,677
短期借入金	1,100,000	－
1年内返済予定の長期借入金	819,864	1,205,386
未払費用	571,071	584,457
未払法人税等	201,118	315,039
契約負債	87,385	－
賞与引当金	61,252	47,359
ポイント引当金	－	95,249
その他	124,187	77,388
固定負債	710,314	756,883
長期借入金	697,225	747,638
資産除去債務	13,089	9,245
負債合計	4,503,783	4,059,440
(純資産の部)		
株主資本	6,784,352	6,053,113
資本金	564,537	564,537
資本剰余金	863,306	863,306
資本準備金	548,537	548,537
その他資本剰余金	314,769	314,769
利益剰余金	6,718,293	5,984,509
その他利益剰余金	6,718,293	5,984,509
繰越利益剰余金	6,718,293	5,984,509
自己株式	△1,361,785	△1,359,240
新株予約権	8,000	6,000
純資産合計	6,792,352	6,059,113
負債・純資産合計	11,296,135	10,118,553

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	2022年2月1日から 2023年1月31日まで	2021年3月1日から 2022年1月31日まで (ご参考)
売上高	17,214,022	15,069,765
売上原価	8,661,527	7,361,023
売上総利益	8,552,495	7,708,741
販売費及び一般管理費	7,471,255	6,944,582
営業利益	1,081,240	764,159
営業外収益	44,193	134,883
受取利息	1,240	570
受取配当金	30	30
為替差益	17,897	127,333
助成金収入	17,146	4,275
その他	7,879	2,674
営業外費用	6,055	7,447
支払利息	3,124	2,167
その他	2,930	5,280
経常利益	1,119,378	891,595
特別利益	—	132,554
固定資産受贈益	—	68,935
雇用調整助成金	—	43,716
補助金収入	—	19,662
新株予約権戻入益	—	240
特別損失	56,056	137,331
減損損失	55,851	99,352
臨時休業等による損失	204	37,979
税引前当期純利益	1,063,322	886,817
法人税、住民税及び事業税	335,818	313,029
法人税等調整額	△ 8,268	△ 20,304
当期純利益	735,772	594,092

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年3月23日

株式会社TOKYO BASE
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 齋藤浩史
業務執行社員
指定社員 公認会計士 宇野公之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社TOKYO BASEの2022年2月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TOKYO BASE及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年3月23日

株式会社TOKYO BASE
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 齋藤浩史
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 宇野公之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社TOKYO BASEの2022年2月1日から2023年1月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年2月1日から2023年1月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月24日

株式会社TOKYO BASE 監査等委員会

常勤監査等委員（社外） 佐々木陽三郎 ㊞

監査等委員（社外） 小島圭介 ㊞

監査等委員（社外） 徐進 ㊞

(注) 監査等委員佐々木陽三朗、小島圭介及び徐進は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

- ・定時株主総会会場ご案内図をご確認のうえ、お間違いのないようご注意ください。

会場

東京都港区南青山三丁目11番13号

新青山東急ビル11階

株式会社TOKOYO BASE本社プレスルーム

電話番号 03-6712-6842

交通

東京メトロ銀座線・半蔵門線・千代田線

A4出口より徒歩5分。



新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染予防および拡散防止のため、当日スタッフはマスク着用にて対応させていただきます。株主総会にご出席される株主様におかれましても、**株主総会開催日時点の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮**いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

当社では株主総会ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。